

投資奨励委員会布告第一 / 二五四三号を改定増 補する投資奨励委員会布告(No.7/2547)

2004年

日本貿易振興機構（ジェトロ） バンコクセンター編

本資料は日本企業及び日系企業への情報提供を目的にジェトロバンコクセンターが作成した仮訳であり、本資料の正確性についてジェトロが保証するものではありません。
本資料の利用に際しては、必ずタイ語原文に依拠いただくようお願いいたします。

投資優遇策に係る B O I 布告

投資奨励委員会布告第一ノ二五四三号を改定増補する投資奨励委員会布告第七ノ二五四七号

(前文省略)

第一項

投資奨励委員会布告第一ノ二五四三号の第五項・租税面での特典付与原則の第五・三・四項及び第五・三・五項の内容を廃止し、以下の内容に代える。

「五・三・四、三六県、すなわちクラビー、カムペンペット、コンケン、チャンタブリ、チャイナート、チュムボン、チェンライ、チェンマイ、トラン、トラート、ターク、ナコンラチャシマ、ナコンシタマラート、ナコンサワン、プラチュアブキリカン、プラチンブリ、パンガー、パッタルン、ピット、ピッサヌローク、ペップリ、ペチャブーン、ムクダハーン、メーホンソーン、ラノーン、ロップリ、ラムパーン、ラムブーン、ルーイ、ソクラー、サケーオ、シンブリ、スコータイ、スラータニ、ウタラディット、ウタイタニに事業所を設置するプロジェクトは、第五・三・一項、第五・三・二項、第五・三・三項に基づく租税面の特典を受けるほか、以下の付加特典措置を受けることができる。

(一) 奨励を受けた工業団地もしくは工業地区内に事業所を設置したプロジェクトは以下の特典を受けることができる。

(一・一) 投資から得た純利益について、法人所得税免除期間が切れてから五年間の、通常税率の五〇%の法人所得税減免。

(一・二) 投資奨励事業から最初の収入のあった日から一〇年間の、輸送費、電力費及び水道代の二倍控除の許可。

(二) 奨励を受けた工業団地もしくは工業地区外に事業所を設置したプロジェクトについては、通常の減価償却により控除した上で、ユーティリティ設置または建設費について奨励事業での投資金の二五%、純利益から控除することを許可。奨励所得者は奨励事業から収入を得た最初の日から一〇年以内において、いずれかの年の純利益から控除するか、あるいは複数年にわたって控除するか選択できる。

五・三・五、二二県、すなわちガラシン、チャイヤブーム、ナコンパノム、ナラティワート、ナーン、プリラム、パッタニー、パヤオ、プレー、マハサラカム、ヤソートーン、ヤラー、ロイエット、シーサケート、サコンナコン、サトゥーン、スリン、ノンカイ、ノンブアラムブー、アムナートジャルーン、ウボンラチャタニ、ウドンタニに事業所を設置するプロジェクトは、第五・三・一項、第五・三・二項、第五・三・三項に基づく租税面の特典を受けるほか、以下の付加特典措置を受けることができる。

(一) 投資から得た純利益について、法人所得税免除期間が切れてから五年間の、通常税率の五〇%の法人所得税減免。

(二) 投資奨励事業から最初の収入のあった日から一〇年間の、輸送費、電力費及び水道代の二倍控除の許可。

(三) 通常の減価償却により控除した上で、ユーティリティ設置または建設費について奨励事業での投資金の二五%、純利益から控除することを許可。奨励所得者は奨励事業から収入を得た最初の日から一〇年以内において、いずれかの年の純利益から控除するか、あるいは複数年にわたって控除するか選択できる。」

第二項

投資奨励委員会布告第一ノ二五四三号の第九項・例外規定の第九・三項、第九・四項及び第九・五項の内容を廃止し、以下の内容に代える。

「九・三、レムチャバン工業団地及びラヨン県の奨励を受けた工業団地もしくは工業地区内に立地する事業は、仏暦二五五二年（西暦二〇〇九年）一月三十一日まで従来の原則に基づき特典を受けることができる。その特典にはレムチャバン工業団地及びラヨン県の奨励を受けた工業団地もしくは工業地区を投資奨励区域として定めた第三五条に基づく投資奨励区域における特典を含む。

九・四、第二区域及び第三区域の奨励を受けた工業団地もしくは工業地区内に事業所を設置したプロジェクトに加え、工業団地もしくは工業地区プロジェクトは、以下のように投資奨励委員会布告第一／二五三六号に基づく従来の原則に従い租税面の特典を受けることができる。

九・四・一、第二区域の奨励を受けた工業団地もしくは工業地区内に事業所を設置したプロジェクトに加え、レムチャバン工業団地及びラヨン県の奨励を受けた工業団地もしくは工業地区を除く第二区域の工業団地もしくは工業地区プロジェクトは、以下の特典を受けることができる。

（一）機械輸入税の免除。

（二）七年間の法人所得税免除。ここに一〇〇〇万パーツ以上の投資規模（土地代及び運転資金を含まない）を有するプロジェクトで奨励を受ける者は、操業開始から二年以内にISO9000もしくは同等の国際標準に基づく品質システム保証書を取得しなければならない。取得できない場合は法人所得税免除の特典を一年間取り消す。

（三）輸出生産のための原料もしくは必要資材について一年間の輸入税免除。

九・四・二、第三区域の奨励を受けた工業団地もしくは工業地区内に事業所を設置したプロジェクト、レムチャバン工業団地及びラヨン県の奨励を受けた工業団地もしくは工業地区に加え、第三区域の工業団地もしくは工業地区プロジェクトは、以下の特典を受けることができる。

（一）機械輸入税の免除。

（二）八年間の法人所得税免除。ここに一〇〇〇万パーツ以上の投資規模（土地代及び運転資金を含まない）を有するプロジェクトで奨励を受ける者は、操業開始から二年以内にISO9000もしくは同等の国際標準に基づく品質システム保証書を取得しなければならない。取得できない場合は法人所得税免除の特典を一年間取り消す。

（三）輸出生産のための原料もしくは必要資材について五年間の輸入税免除。

（四）レムチャバン工業団地及びラヨン県の奨励を受けた工業団地もしくは工業地区を除き、国内販売のための生産で輸入する原料もしくは必要資材について五年間の、通常の税率の七五％の輸入税減免。このとき委員会は一回につき一年許可する。ただしその原料もしくは必要資材が、輸入される種類と近似した品質、調達に十分な量をもって国内で生産または原産されているものであってはならない。

（五）投資から得た純利益について、法人所得税免除期間が切れてから五年間の、通常税率の五〇％の法人所得税減免。

（六）投資奨励事業から最初の収入のあった日から一〇年間の、輸送費、電力費及び水道代の二倍控除の許可。

（七）通常の減価償却により控除した上で、ユーティリティ設置または建設費について奨励事業での投資金の二五％、純利益から控除することを許可。奨励所得者は奨励事業から収入を得た最初の日から一〇年以内において、いずれかの年の純利益から控除するか、あるいは複数年にわたって控除するか選択できる。

九・五、奨励を受けた工業団地もしくは工業地区内に事業所を移転するプロジェクトは、以下のように投資法令委員会布告第一／二五三六号に基づく従来の原則に従い特典を受けることができる。

九・五・一、レムチャバン工業団地及びラヨン県の奨励を受けた工業団地もしくは工業地区を除く、第二区域の奨励を受けた工業団地もしくは工業地区内に移転する場合、七年間の法人所得税免除。ここに一〇〇〇万バーツ以上の投資規模（土地代及び運転資金を含まない）を有するプロジェクトで奨励を受ける者は、移転地での操業開始から二年以内にISO9000もしくは同等の国際標準に基づく品質システム保証書を取得しなければならない。取得できない場合は法人所得税免除の特典を一年間取り消す。

九・五・二、第三区域の奨励を受けた工業団地もしくは工業地区内に事業所を設置したプロジェクト、レムチャバン工業団地及びラヨン県の奨励を受けた工業団地もしくは工業地区に移転する場合、以下の特典を受けることができる。

（一）八年間の法人所得税免除。ここに一〇〇〇万バーツ以上の投資規模（土地代及び運転資金を含まない）を有するプロジェクトで奨励を受ける者は、移転地での操業開始から二年以内にISO9000もしくは同等の国際標準に基づく品質システム保証書を取得しなければならない。取得できない場合は法人所得税免除の特典を一年間取り消す。

（二）投資から得た純利益について、法人所得税免除期間が切れてから五年間の、通常税率の五〇％の法人所得税減免。

（三）投資奨励事業による最初の収入のあった日から一〇年間の、輸送費、電力費及び水道代の二倍控除の許可。

（四）通常の減価償却により控除した上で、ユーティリティ設置または建設費を奨励事業での投資金の二五％、純利益から控除することを許可。奨励所得者は奨励事業により収入を得た最初の日から一〇年以内において、いずれかの年の純利益から控除するか、あるいは複数年にわたって控除するか選択できる。」

第三項

第一項に基づく原則は仏暦二五四七年（西暦二〇〇四年）六月一日から施行する。第二項に基づく原則は仏暦二五四八年一月一日から施行する。

第四項

第二項に基づく特典の申請を希望する者は仏暦二五五二年（西暦二〇〇九年）一月三十一日までに奨励申請しなければならない。

第五項

仏暦二五四三年（西暦二〇〇〇年）八月一日以降に奨励申請し、仏暦二五四七年一月三十一日までに認可を受けたプロジェクトは、そのプロジェクトがすでに収入を得ているか得ていないかを問わず、投資奨励委員会布告第一ノ二五四三号の第九項に基づく従来の原則に従い特典を受けることができる。ここに当該原則に基づく特典は追加特典の申請日より効力を有する。

第六項

特典付与がクラスター型の奨励に変更となった場合、もしくは第四項に基づく奨励申請期日が切れた時、委員会は工業団地もしくは工業地区プロジェクトに加え、従来の土地での事業拡張プロジェクトに対し従来得ていた特典を上回る特典付与で保護を検討することができる。

仏暦二五四七年七月一日布告